

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無		再委託する	事前	
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法		委託先の青森県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。	事前	
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法 (続き)		国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化[etc]をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く。) 提供・移転の有無	(27) 件	(28) 件	事前	
令和5年12月1日	(別添1)ファイル記録項目(2)	(記載事項中次の項目) ○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。	○「オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。	事後	文言の修正を行った。
令和5年12月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	八戸市個人情報保護条例第15条に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。